

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年6月7日(2018.6.7)

【公開番号】特開2016-96915(P2016-96915A)

【公開日】平成28年5月30日(2016.5.30)

【年通号数】公開・登録公報2016-033

【出願番号】特願2014-234764(P2014-234764)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 Z

A 6 3 F 5/04 5 1 2 B

【手続補正書】

【提出日】平成30年4月19日(2018.4.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の遊技を行う遊技機であって、

前面側を開放状態と閉鎖状態とに開閉可能であって、鍵穴に鍵を挿入することで可能な鍵操作がされたときに解錠されるように閉鎖状態で施錠される開閉部材と、

所定操作が受け付けられたときに、所定事象を発生させる所定事象発生手段とを備え、前記開閉部材が解錠された状態においては、前記鍵穴に挿入された前記鍵が当該鍵穴から抜けず、

前記所定事象発生手段は、前記鍵穴に前記鍵が挿入された状態で前記所定操作が受け付けられたときに、前記所定事象を発生させる、遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

( 1 ) 所定の遊技を行う遊技機であって、

前面側を開放状態と閉鎖状態とに開閉可能であって、鍵穴に鍵を挿入することで可能な鍵操作がされたときに解錠されるように閉鎖状態で施錠される開閉部材と、

所定操作が受け付けられたときに、所定事象を発生させる所定事象発生手段とを備え、前記開閉部材が解錠された状態においては、前記鍵穴に挿入された前記鍵が当該鍵穴から抜けず、

前記所定事象発生手段は、前記鍵穴に前記鍵が挿入された状態で前記所定操作が受け付けられたときに、前記所定事象を発生させる。

遊技機は、以下のように構成されてもよい。

所定の遊技を行う遊技機(たとえば、スロットマシン1、パチンコ遊技機200)であって、

前面側を開放状態と閉鎖状態とに開閉可能な開閉部材(たとえば、前面扉1b、前枠100b、ガラス扉100c)と、

前記開閉部材を閉鎖状態で施錠する施錠手段（たとえば、前面扉1bの係止片と筐体1aの係止部との係止、前枠100bの係合突起104, 106と外枠100aの係合受け片105, 107との係止）と、

鍵穴（たとえば、鍵穴70a、鍵穴150a）に鍵（たとえば、ドアキー70d、ドアキー150d）を挿入することによって可能な鍵操作（たとえば、ドアキー70dを右に回す操作、ドアキー150dを右に回す操作）がされたときに前記開閉部材を解錠する解錠手段（たとえば、ドアキー70dによる前面扉1bの解錠、ドアキー150dによる前枠100bの解錠）と、

前記鍵穴への前記鍵の挿入を検知する挿入検知手段（たとえば、ドアキー挿入センサ70b、ドアキー挿入検知回路70c）と、

所定操作（たとえば、リセットスイッチ23、設定キースイッチ37、ストップスイッチ、演出設定スイッチ80による操作）を受け付ける所定操作受付手段（たとえば、図10のS10でYES、図11のS20でYES、図12のS40でYES、図13のS60でYES, S66でYESの判定）と、

前記所定操作受付手段により前記所定操作が受け付けられたことに基づき、所定事象を発生させる所定事象発生手段（たとえば、図10のS16、図11のS27、図12のS47、図13のS65, S73の処理）とを備え、

前記所定事象発生手段は、前記所定操作受付手段により前記所定操作が受け付けられても（たとえば、図10のS10でYES、図11のS20でYES、図12のS40でYES、図13のS60でYES, S66でYESの判定時）、前記挿入検知手段により前記鍵の挿入が検知されていないとき（たとえば、図10のS11でNO、図11のS21でNO、図12のS41でNO、図13のS61でNO, S67でNOの判定時）には前記所定事象を発生させない。